

I. 調査方法

令和6年9月に国土交通省都市局街路交通施設課が地方整備局等を通じて都道府県及び政令指定都市の駐車場担当部局に関係資料の収集を依頼し、市区町村の協力を得て、令和6年3月末現在でのデータを集計・整理したものである。

また、調査結果のうち、「II. 調査対象ごとの統計」の6. 機械式駐車装置における(1)、(2)及び(3)については、公益社団法人立体駐車場工業会提供のデータをもとに作成したものである。

II. 調査対象

1. 駐車場の分類

本書における駐車場の分類は、駐車場法における駐車場の定義によっている。なお、本書において集計の対象とした駐車場は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場であり、特段の断りがない限り、それ以外の駐車施設（例えば、月極駐車場、住宅の車庫、無料の路外駐車場及び小規模な路外駐車場等）は含まれていないので注意されたい。

また、自動二輪車については、「調査結果 I. 総括」の11～13に集約して計上しており、その他の統計においては、特段の断りがない限り、自動二輪車の箇所数及び台数は除いて計上している。

(1) 路上駐車場

駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

路上駐車場は、当該地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応じるため、必要な路外駐車場の整備がなされるまでの間の暫定措置として、道路の路面を使用する形で設置されるものである。従って、当該地区において都市計画において定められた路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場は廃止するものである。

令和6年3月末現在、13箇所、533台分が整備されている。

(2) 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

① 都市計画駐車場

都市計画に定められた駐車場をいう。円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設として定められる。

令和6年3月末現在、417箇所、約107千台分が整備されている。

② 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県知事等に届け出なければならない。この届出をされた路外駐車場を届出駐車場という。

令和6年3月末現在、約10千箇所、約1,954千台分が整備されている。

(3) 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新築・増築する者に対し、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を条例で定めることができる。この条例に基づき附置される駐車施設を附置義務駐車施設という。

令和6年3月末現在、約81千箇所、約3,553千台分が整備されている。

2. 駐車場法に基づく諸制度

(1) 駐車場整備地区（駐車場法第3条）

都市計画法の商業地域内、近隣商業地域内等又はその周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区について、駐車場の計画的整備を推進するため、都市計画に定める地域地区。

令和6年3月末現在、127都市167地区で指定されている。

(2) 駐車場整備計画（駐車場法第4条）

駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画を定めることができる。

令和6年3月末現在、85都市123地区で策定されている。

(3) 技術的基準（駐車場法第11条）

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(4) 大臣認定制度（駐車場法施行令第15条）

一般公共の用に供する路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の駐車場において、予想しない特殊の装置（機械式駐車装置）を用いる際の装置について、国土交通大臣がその装置の構造及び設備並びに安全機能について効力を認定する制度。

※ 上記認定については平成13年1月6日より、国土交通大臣からの委任を受け、地方整備局長等が認定を行っている。

(5) 駐車場の届出制度（駐車場法第12条）

都市計画区域内において、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するもの（届出駐車場）について、その管理者が、路外駐車場の位置、規模、構造及び設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出る制度。

(6) 附置義務制度（駐車場法第20条、第20条の2）

駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新築・増築する者に対し、その建築物又はその建築物の敷地内にその用途、延べ面積に応じて自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を条例で定めることができる。国土交通省では、『標準駐車場条例』を策定し、地方公共団体による条例制定を促進。

令和6年3月末現在、196市区町で適用されている。

(参考)

○ 駐車場整備状況（全国）

（台数）

	令和 5 年度末 (A)	平成 25 年度末 (B)	A / B
都市計画駐車場	107,280 台	118,877 台	0.93
届出駐車場	1,953,940 台	1,661,432 台	1.16
附置義務駐車施設	3,553,085 台	3,004,444 台	1.19
路上駐車場	533 台	775 台	0.69
計	5,614,838 台	4,785,528 台	1.18
自動車保有台数	78,533,241 台	76,696,825 台	1.03
自動車 1 万台当たり駐車台数	715.0 台	623.8 台	1.14

※都市計画駐車場と届出駐車場の両方に該当する駐車場は都市計画駐車場として区分している。

※附置義務駐車施設と届出駐車場の両方に該当する駐車場は附置義務駐車施設として区分している。

○ 駐車場法に基づく駐車場等の現況（令和 5 年度末）

